

第18回統計委員会 議事録

1 日 時 平成21年1月19日(月)15:00~15:50

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

3 出 席 者

【委員等】

竹内委員長、吉川委員長代理、阿藤委員、井伊委員、大沢委員、大守委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部センサス統計室長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長

中田総務省政策統括官(統計基準担当)、北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

(1) 部会の設置について

(2) 諮問第11号の答申「平成21年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について」

(3) 諮問第12号の答申「2010年世界農林業センサスの計画について」

(4) 諮問第14号「日本標準産業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類の統計基準としての設定について」

(5) その他

5 議事録

竹内委員長 それでは定刻になりましたので、そろそろ始めさせていただきます。ただいまから「第18回統計委員会」を開催いたします。多少遅れていらっしゃる方もありますが、本日は全員がお見えになる予定です。

まず、今回から総務省統計局に人事異動がありまして、オブザーバーとして新たに小暮統計調査部長に御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

では、議事に入る前に、本日用意されている資料について事務局から簡単に御紹介ください。

内閣府統計委員会担当室長 議事次第をご覧ください。資料と致しまして、まず資料1として「統計委員会部会設置内規(案)」。

資料2は、「平成21年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について」の答申(案)。

資料3は、「2010年世界農林業センサスの計画について」の答申(案)。

それから資料4と資料5、こちらは統計基準部会関係でして、「日本標準産業分類及び疾病、傷害及び死因の統計分類の統計基準としての設定について」の諮問と答申ということになっております。

そのほかに参考1から参考5として、ご覧のような資料を用意しております。御確認をお願いします。

竹内委員長 それでは、議事に入りますが、まず部会の設置についてです。統計基準の設定に当たっては、統計委員会への諮問をすることが新統計法によって規定されております。基本計画の答申でも触れておりますが、「日本標準職業分類」等を新たに統計基準として設定することが今後予定されております。これら統計基準に関する事項について調査審議を行うことを目的として、今回「統計基準部会」を設置させていただくということでございます。この部会に属する委員等につきましては、来月までに決めてお知らせする予定です。

これに関連しまして、本日、別の議題として「日本標準産業分類」と「疾病、傷害及び死因の統計分類」を新統計法の統計基準として設定することについて諮問が行われております。後ほど御説明しますが、実はこの2つは既に統計基準として法令で設定されており、新統計法にも当然引き継がなければならないので、いわば新統計法における統計基準として設定するための形式的な諮問ということになっております。それにつきましては「統計基準部会」の審議を経ないで、本日の委員会で即日答申することにさせていただきたいと思っております。これについては、また後ほどお諮りいたします。

とりあえず「統計基準部会」の設置についてお諮りいたします。統計法で定められている統計基準として、新たにどういうものを設置するかということについては、また改めて審議していただくこととなりますが、それは部会が設置された後ということとなります。何か御質問ございますか。

(「異議なし」と声あり)

竹内委員長 では、お認めいただいたということで「統計基準部会」を新たに設置することにいたします。

それでは、次の議題に入りますが、諮問第11号の答申「平成21年に実施される全国消

費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画」につきまして、阿藤部会長から御報告をお願いいたします。

阿藤委員 平成 21 年に実施されます「全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画」については、平成 20 年 11 月 10 日開催の統計委員会において諮問され、人口・社会統計部会に審議が付託されました。

本件に関しましては、これまでに 3 回の部会を開催して審議を行いまして、このたび答申案を取りまとめるに至りましたので、御報告申し上げます。

資料 2 の答申案をごらんください。それから、第 13 回、第 14 回の審議状況について、資料 2 の参考資料 2 「人口・社会統計部会の審議状況について」をごらんください。

答申案でございますが、まず「1 承認の適否とその理由等」ということで、全体としてこの計画を承認して差し支えないという結論になっております。ただし、以下の理由に留意することが必要であるということでございます。

「(2) 理由等」ということで、「ア 全国消費実態調査」、「イ 全国単身世帯収支実態調査」という 2 つに分けて理由を述べております。

最初にアの「(ア) 調査対象」ですが、これは今回、甲調査について、2 人以上世帯の調査対象者数を約 2,000 世帯減らし 5 万 2,000 世帯とする、従来の寮・寄宿舍単位区調査を廃止するという計画でございます。これについては、地方公共団体等の事務負担の軽減を図る観点から、全国単身世帯収支実態調査を新たに実施することと、寮・寄宿舍が減少しているという現状を踏まえた措置でありまして、調査結果の精度上も大きな影響はないということでも適当という結論でございます。

「(イ) 調査事項」でございますが、家計簿 A 及び B において、購入代金の支払い方法として、電子マネーを追加する、耐久財等調査票において耐久消費財の調査品目の一部を見直す、世帯票において就業者の雇用形態を細分化する、という計画でございます。これについては、IT 化の進展によって多様化する購入代金の支払い方法の実態や世帯員の雇用形態の実態をよりの確に把握するとともに、世帯における耐久消費財の普及動向や家計ストックとしての実物資産額の的確な推計に資するという観点から、おおむね適当であるという結論でございます。

しかしながら、世帯票における就業者の雇用形態として、原案では「パート」と「アルバイト」を分けておりましたが、議論の結果、実際に区別して記入するのは難しいということで両者を統合して、「パート・アルバイト」とする必要があるという修正意見でございます。

それから、電子マネーの定義については、「記入のしかた」等においてわかりやすく説明を行う必要があるということでございます。

「(ウ) 調査方法」でございますが、これについては調査にかかわる業務を民間事業者に委託することを可能にする計画であり、これは適当である。それから、民間事業者を活用したコールセンターを設置する、それからオンラインによる申告も可能とするという計画

で、これも適当であるという結論でございます。

ただし、コールセンター等の設置に当たっては、調査実施者において民間事業者を十分指導する。また、オンラインによる申告方法の導入に当たっては、「記入のしかた」等において利用方法等についてわかりやすい説明を行うという条件をつけております。

「(I) 集計事項」でございますが、統計需要にかなったものとしておおむね適当であるとししました。ただし、世帯類型別のほかに非同居の家族を含めた分類による集計を行う必要があるという条件をつけております。

「イ 全国単身世帯収支実態調査」でございます。

「(ア) 全国単身世帯収支実態調査の位置付け」でございます。これは単身世帯の捕捉が困難になっている現状を踏まえて、民間調査機関が管理する登録モニター等の中から選定した全国の年齢 60 歳未満の単身世帯の所得・消費・資産の水準及び構造等を明らかにすることをもって、全国消費実態調査の結果を補完することを目的とするものである。これについては、全国消費実態調査に係る累次の統計審議会の答申における指摘を踏まえた措置であり、適当であるという結論でございます。

「(イ) 調査対象」でございます。調査対象としては、登録モニター等の調査協力世帯の中から選定した全国の年齢 60 歳未満の単身世帯約 1,600 世帯とする計画でございますが、これについては現在の民間調査機関の受託能力を勘案したものであり、適当であるということでございます。

「(ウ) 調査事項」でございます。これは、平成 21 年全国消費実態調査における単身世帯調査と同様にするという事で、全国消費実態調査の結果を補完するという本調査の目的にかんがみて適当であるということでございます。

「(I) 調査方法」でございます。調査員、または郵送、もしくはオンラインにより実施する計画であるということと適当であるということです。

ただし、調査実施者において、民間調査機関と十分な意思疎通を図ることが必要であるとししました。特に、調査対象の秘密保護に欠けることがないように適切にモニタリングする必要があるということでございます。

「(オ) 集計事項」でございます。全国消費実態調査における単身世帯調査と同様の事項について集計・公表するという事は当然でございますけれども、参考系列として同調査の結果との統合集計を行い、それを公表する計画であるということについてはおおむね適当であるということです。ただし、統合集計を行うためには少なくともこの 2 つの調査との間で対象となった集団の性格に差異があるかないかということを検証する必要があり、そのためのアンケート調査等を実施する必要があるという条件をつけております。

以上が、2 つの調査の調査計画の適否とその理由等でございます。

「2 今後の課題」に移ります。

(1) ですが、全国単身世帯収支実態調査は、全国消費実態調査を補完するという見地から、今回初めて民家調査機関が管理する登録モニター等を対象として調査を実施するものであ

るため、モニター調査の調査結果の精度に及ぼす影響等について、十分な検証を行うとともに、全国消費実態調査の結果との統合集計の方法や結果の妥当性についても、併せて十分な評価を行う必要がある。このために調査実施者は有識者等から成る研究会を設置するなどして、これらの検討を行う必要があるということです。

(2)の全国消費実態調査についてですが、今後、地方公共団体等の事務負担や記入者負担にも留意しつつ、以下の課題について見直しを進める必要があるということです。

アですが、家計の個計化の進展を踏まえて、よりの確に家計の実態を把握する観点から、次の2つの検討を行う必要があるとしています。甲調査の年収・貯蓄等調査票について、家計の個計化をとらえるために貯蓄現在高を世帯員別に把握することができるか、できないかを検討するということが1点、現在、家計調査の終了世帯を対象に実施している乙調査、いわゆる小遣い調査でございますが、これについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申、いわゆる基本計画答申において、「家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をよりの確に把握することに関して検討し、平成23年中に結論を得る」という指摘が行われていることから、この検討状況を踏まえた本調査の在り方を検討するということがもう1点でございます。

イですが、家族の形態が多様化しているという状況を踏まえて、甲調査の世帯票について「(16)その他の人の場合」に「世帯主との続柄」を追加すること等によって、非同居の家族を含めた多様な家族類型別集計を行い、公表することを検討する必要がある、ということでございます。

ウですが、甲調査の世帯票において、住宅に関する事項を把握しておりますが、住宅・土地統計調査、国勢調査等においても同様な事項が盛り込まれているということで、これについても基本計画答申で「住宅・土地に関する統計体系について検討する」という指摘が行われていることから、この検討状況を踏まえつつ対応を図る必要がある、ということです。

エですが、家計資産を的確に把握する観点から、次の検討を行う必要があるということで、甲調査の年収・貯蓄等調査票において、株式を国内・国外別に把握することができるか、できないかを検討するということ、それから、現在は把握していない宝石・貴金属、美術品、骨董品等の世帯の資産について、諸外国の事例等を踏まえて把握が可能かどうか、価格評価の方法はどうか、どんな調査票で把握するかといったことについて検討するということでございます。

答申案の説明は以上でございます。

次に、今回の部会審議を通じて出されました意見について、部会長として今後の統計整備に当たって重要だと思われた点について、追加して御説明させていただきます。新統計法においては、いわゆる統計と統計調査を明確に区分するとされており、そういう意味で、調査の名称が「全国消費実態調査」になるとすれば、統計の名称を仮に「全国消費実態統計」にすることはどうかと考えております。

また、全国消費実態調査の結果については、勿論、年金給付水準の検討、生活扶助基準の見直し、国家公務員の給与に関する検討の基礎資料として広く活用されているところですが、一方、国民経済計算の推計に当たっては、全国消費実態調査の結果が主として四半期別GDP速報(QE)の推計にしか活用されていないという現状にあることを踏まえて、今後、中長期的に国民経済計算の家計最終消費支出及び家庭用耐久財等の推計において、同調査結果をより有効に利用する方法について、内閣府と総務省において検討する必要があると考えます。

以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

それでは、御意見は何かございますか。まず、答申の内容について御意見ございますか。

舟岡委員 「全国単身世帯収支実態調査と全国消費実態調査の単身世帯及び総世帯、そこについて参考系列として統合集計を行い、結果を公表する計画である」とありますが、仮に、十分な吟味・検討の結果、統合して集計結果を公表することが適当ではないとなった場合には公表しないということでしょうか。参考系列とは言いながら、基幹統計の一環として公表することになりますと、広く利用されることになります。結果の精度等で問題がある場合には、公表を差し控えた方が良いのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

竹内委員長 今回の御質問について、私ももう少し詳しくお聞きしたいのですが、余り望ましくない場合には統合集計をしないのか、つまり、単身世帯収支実態調査の分については別集計として公表するのか、それとも全く公表しないことになるのか、どちらになるのでしょうか。

阿藤委員 別集計は勿論します。

竹内委員長 統合集計はしないという結論はあり得るのかどうか。総務省の方ではどうお考えですか。

総務省統計局 統計局としては、まず統合集計を行ってみることが大切なのですが、今、舟岡委員がおっしゃったように、本当に問題がある場合には結果公表の仕方を改めて考えるということだと思います。要するに、本当に問題がある場合には、どこに問題があるかということも含めて、研究レポート的に出すかという方法もあるのだらうと思います。やったことを伏せておくというわけにいかないと思いますので、正式な公表とは違うということをはっきりさせた上で、そのデータを出すということにしてはどうかということも考えております。いずれにしても、今後もう少し議論をした上で扱いを決めたいと思います。

竹内委員長 舟岡さん、それでよろしいですか。

舟岡委員 はい。

竹内委員長 ほかに何か御意見ございますか。

もし、御意見がなければ、私から。実は部会長がまとめられたことに関連して、私も問題と思うことが少しありまして、そもそも全国消費実態統計は統計体系の中でどういう意

味を持つ統計なのかということについて、もう少しはっきりさせた方が良いのではないかと思うのです。というのは、この調査と家計調査との関係を考えると、全国消費実態調査には収入とか資産のことが入っていますし、場合によってはこちらの方がむしろ家計総合調査であって、消費だけの調査ではないわけですね。余り適当ではないかもしれないけれども、考え方によっては全国消費実態調査が家計に関する構造統計で、家計調査あるいは家計消費状況調査は家計に関する動態統計だと言えないこともないという気もするので、その辺のことをもう少しよく考えておく必要があるのではないかと。それは当然、国民経済計算の中でどう利用するかということとも関連してくるわけですから、そういう点についてももう少し位置付けと性格付けをはっきりさせる必要があるのではないかと考えているのですが、その点について御意見はいかがでしょうか。

野村委員 消費統計としての構造統計という位置付けも重要だと思っておりますが、そのときの課題としては、この調査が9～11月の3か月間だけの調査であるということです。サンプル数が家計調査の5～6倍あったとしても、9～11月が四半期の期間（7～9月、10～12月など）にそのままでは当てはまらないので四半期推計そのものにも使っておらず、年次推計にもはね返っていない。加工統計としての日本全体の消費推計に利用されていないのはそういう課題によるものだと思います。全国消費実態調査の調査結果をより有効に活用するためには、家計調査を工夫して使いながら、ベンチマークとしての消費統計を加工統計としてつくるのが重要な課題になると思います。これは必ずしも内閣府だけの課題ではなく、本来基本計画で議論すべきでしたが、第2ワーキンググループの中であまりその部分に関しては議論がなかったこともありまして、あえてここに書いていただいたということが一つございます。

一方、そういう9～11月の形で調査しましても十分意味があるのは、ある時点における資産の調査だと思いますので、家計の所有する資産についての調査でもあるという位置付けをよりはっきりとさせて、それについては調査票を充実させてはどうかと思います。1993 SNAでも貴重品概念が新たに導入され、日本ではまだ推計ができませんし、家計所有分についてのベンチマーク推計値を与える役割は、全国消費実態調査に期待されるのであろうと思います。資産・負債調査の充実という課題を含んでいきますと、新統計法における統計の名称にも関連してきますが、必ずしも消費実態とは少し違うような気もしますので、そうした位置付けをはっきりとさせることも必要ではないか思います。

竹内委員長 今の点について、統計局の方から何か御見解はありませんか。

総務省統計局 SNAでどうお使いになるかということは、私どもだけで決めるわけにはいかないので、まさにここにあるとおり内閣府とともに検討するということだと思いますが、正直言いまして、世帯標本調査をどこまでマクロ統計として使うかという問題ではないかと思います。ですから、SNAにお使いいただいても勿論良いわけですが、自ずと標本世帯調査であるという限界を理解しながら御利用いただくということではないかと思えます。

それから、竹内委員長がおっしゃった月次調査と5年ごとの調査の関係ですけれども、やはり家計調査は、速報性あるいは時系列データとしてきちんと使い得るものとして用意するというのが何よりも優先しているわけですが、どうしてもその中で出てくるのが標本の規模の問題でして、例えば地域別ですとか、あるいは最近格差問題で話題になるような特定の属性を持った世帯、そういうところのデータがどうしてもとれませんので、5年に1回は大サンプルの詳しい調査を行っていかうという趣旨ですので、その辺りの位置関係は割と明らかになっているのではないかと私どもは思っておりますが、もし、それが明らかでないのであれば、また、いろいろな御意見を聞きながら、どういう点を今後改善していくかということは考えていきたいと思っております。

竹内委員長 実質的に意味は明らかだとは思いますが、その点で名前が適当かなということも多少気になってます。つまり、消費だけではなくて、家計構造全体を把握するわけですから、むしろ「家計実態調査」の方が良いのではないかという気もするのですが、その辺いかがですか。

総務省統計局 ネーミングは難しいところで、確かに家計実態と言っても良いのかも知れませんが、ある程度名前が知られている調査については、簡単に変えると今度は広報などもやり直しになったりするところもありますので、そこは今後の課題として考えさせていただけたらと思います。

竹内委員長 何かほかに御意見ございませんか。もし御意見がなければ、この形で答申を認めていただいたので、総務大臣に答申することにしたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

竹内委員長 では、そのようにさせていただきます。阿藤部会長を始め、人口・社会統計部会に所属される委員におかれましては御苦勞様でした。

それでは、次の議題に移りますが、諮問第12号の答申、「2010年世界農林業センサスの計画」につきまして、舟岡部会長から御報告をいただきます。

舟岡委員 それでは御報告いたします。2010年世界農林業センサスの計画については、昨年11月10日開催の統計委員会において諮問され、産業統計部会に審議が付託されました。

本件に関しましては、これまでに合わせて3回部会を開催し、審議を行い、このたび答申をまとめるに至りましたので、第13回産業統計部会の結果概要と併せて御報告いたします。

それでは、資料3の答申案、資料3の参考資料2を参照しながらお聞きください。

答申案に盛り込まれた内容の大半は、前回の委員会において、詳細に説明していますので、ここではポイントを絞って報告することといたします。

まず、「1 承認の適否とその理由等」についてですが、計画を承認して差し支えないとしています。

その理由等については(2)の「ア 調査体系」、「イ 調査方法」、「ウ 調査事項」、「エ 集計事項」、「オ 調査期日等」のそれぞれに示してあります。詳しい説明は省略しますが、その中で幾つかの点について当初計画を変更するよう求めています。

「イ 調査方法」については、今回計画において市区町村調査を職員調査から郵送調査に変更する予定ですが、その際、オンラインによる報告も可能となる仕組みの導入を求めています。

「ウ 調査事項」については、今回計画では調査事項を大幅に削減・簡素化する予定としており、これについてはやむを得ないものとしていますが、削除する予定であった調査事項のうち、農作業の委託、農産物の出荷先などの項目については、引き続き調査を行うよう求めています。

また、農産物の販売金額等の把握について、実額記入から階級値の選択に変更することを予定していましたが、オープンエンドの5億円以上の部分については、実額記入とするよう求めています。

「エ 集計事項」については、農業と林業とを併せて行ういわゆる農家林家の集計結果の充実を求めています。

次に「2 今後の課題」についてですが、今回の調査計画には反映させることはできませんでしたが、今後、検討すべき課題として3点挙げています。このうち(2)では、農林業経営体調査について、調査事項に差異を設けた形での調査票の設計を検討することを挙げています。個人経営体と法人経営体では、農林業経営において生産構造や経営の仕組みが異なっており、それぞれに対応して調査事項を設定することが効果的に情報を得ることを可能とすることから、検討の必要性を指摘しているものです。

(3)では、国勢調査の調査区情報などの活用を挙げています。農業集落は農業生産面と生活面が一体となって形成された農業上の地域単位ですが、その機能を今後も維持する上で必要な社会的インフラ等に関する情報を利用するため、国勢調査の調査区に基づいて実施される各種の統計調査の結果の活用を指摘しております。

なお、答申には記載しておりませんが、今回、統計の名称を「農林業センサス」から「農林業構造統計」への変更を予定しています。これについては、部会においては特に異論はございませんでした。

最後に、今回の部会審議を通じて部会長として、今後の統計整備に当たって重要と思われた点について追加説明させていただきます。

今回の農林業センサスの計画審議に際して、行政記録の活用に関して意見がありました。今回の農林業センサスの計画では、調査事項を大幅に削減または簡素化することとしており、削除する理由の一つとして、個人情報保護意識の高まりに伴い、地方公共団体が保有する業務記録情報、具体的には固定資産課税台帳の利用に制約が生じたことが挙げられています。

統計を作成する上での行政記録情報等の活用の有用性を考慮すると、農林業センサスに

おける状況は大変残念であると考えます。今後も個人情報保護の理由により行政記録情報等の活用に支障が頻繁に生じるようであれば、統計調査の実施に大きな障害が出てくるのではないかと考えられます。

基本計画の答申においても示されているとおり、政府全体として行政記録情報等の保有機関や国民に行政記録情報等を活用することの有用性を理解してもらうための取り組みを進めていただくことが何よりも必要と考えます。

私からの報告は以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

それでは、何か御意見ございますか。具体的な内容については、特にこれを直してほしいという御意見はないと思いますが、最後に部会長がおっしゃった個人情報保護の観点からいろいろな行政記録情報等が使えなくなっているという話ですが、その中で国の行政機関の持っている情報については、持っている部局と折衝して、いろいろな形である程度利用できるようにすることは可能な面があると思います。けれども、地方公共団体が持っている情報については、なかなか難しいのではないかと思います。というのは、統計部局が直接地方公共団体に交渉するというわけにもいかない面もあるのではないかと思いますし、もう一つは、地方公共団体は全国で千数百もあるわけですから、全部一つずつ個別に交渉したのでは、とてももちがあかないということにもなります。地方公共団体ごとにプライバシーに関する基準も違っているところがありますから、なかなかその辺は難しいと思うので、どのように問題を解決していくかということについて、何らかの制度的な考えはあり得るのか、私もよくわからないので、その辺は政策統括官の方では何かお考えがありますか。

総務省政策統括官 特にありません。これは制度として地方公共団体にそれぞれ裁量が委ねられている世界の話ですから、それを一律に整理するということは今の制度としてはできないのではないかと思います。むしろ、それをやり得るとすれば、特定の法律の規定を設けて、こういう場合には行政情報を提供しても各自治体は免責される、あるいは、免責されるだけだと地方公共団体の方も必ずしも出さない場合も許容されますから、提供しなければいけないとして、出すことまで強要するという制度にするかということですが、個人情報保護という法律をつくった今、そこまで強制できるのかということと非常に難しいのではないかと思います。

廣松委員 部会長のメモの中で、固定資産課税台帳の利用についての問題が挙がっています。少しそれとは離れますが、住民基本台帳に関してもやはり同じような問題があります。今回の基本計画を策定するときに第4ワーキンググループでは、住民基本台帳の利用可能性に関して議論いたしました。そのときに聞いた情報の1つとして、住民基本台帳に関しては、地方自治体が主体のネットワーク協議会のような組織があり、総務省の自治行政局から住民基本台帳の統計利用に協力していただきたい旨の発言をしていただくと同時に、地方自治体にも統計利用に関する理解を深めていただくというお願いをするというこ

とにいたしました。それと同じような形で、固定資産課税台帳の場合にも、同様の組織があれば、地方自治体が実際に行っている業務における横のつながりをうまく利用できるのではないかと思います。

舟岡委員 固定資産課税台帳の利用については、農林業センサスについてだけでなく、既に昨年1月に行われた法人土地基本調査及び法人建物調査の答申の中でも、それを活用することで調査精度が上がり、報告者負担も軽減されるので、それについて更に検討することが必要である旨、答申がされていますから、どこかで腰を入れて検討する機会を持つことが必要かと思えます。

竹内委員長 そのとおりだと思います。よくはわかりませんが、それについて統計委員会として、どこかで検討を是非始めていただきたいという願いをすることができるのかどうか、あるいはどういう形でやったらできるのか。

部会長報告としても、そのための取組を進めていただくことが必要であると考えていますとありますから、統計委員会としてはそういう意見を表明したことになるとは思いますが、是非そういうことが可能になる枠組みをつくっていただきたい。それが地方公共団体の連絡会議みたいなところをお願いすることになるのかわかりませんが、是非そういうことを何らかの形で進めていただきたいと思えますので、とりあえず、その希望は議事録にとどめておきたいと思えます。

それでは、諮問に対する答申はこういう形で決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

竹内委員長 よろしければ、そういう形で総務大臣に答申いたします。関係部会の方々、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りますが、「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」の統計基準としての設定に係る諮問ということで、それについて御議論をいただきます。これは既にあります日本標準産業分類及び疾病、傷害死因統計分類というものが法令に規定されておりますので、それを新統計法における統計基準として引き継ぐためのものです。

それにつきまして、部会における審議を経ないで、本日、早速答申を出すということにしたいと思えますが、まず、諮問の資料につきまして総務省から御説明ください。

林総務省統計審査官室調査官 それでは、諮問の内容につきまして御説明いたします。まず資料4をごらん願います。

諮問の本文にございますように、今回の諮問は統計法附則第3条の規定に基づきまして、統計法全面施行までの準備行為として行っております。なお「別紙のとおり」とありますけれども、今回、既存の分類を変更しておりませんし、また、資料が非常に大部となりますので、別紙は省略させていただいて、別添として両分類の大分類項目を添付させていただいております。

2ページ目の諮問の概要をごらんください。1の両分類の目的等ですが、まず、産業分

類につきましては統計を産業別に分類する場合の基準といたしまして、財・サービスの生産・提供に係るすべての経済活動を分類するというものでございます。昭和24年に設定されまして、これまで12回の改定が行われております。最近では平成19年11月に改定され、平成20年4月から適用されております。まだ、改定後間もないという状況でございます。

また、疾病分類につきましては世界保健機関が定める国際分類に基づきまして、疾病、傷害及び死因を分類するものでして、昭和26年に設定され、これまでに4回の大改定、そして数次の部分改定というものが行われております。現在の分類は平成17年に改定されております。

この疾病分類は非常に専門性の高い内容ですので、従来は厚生労働省の社会保障審議会の答申を踏まえて改定案が作成されており、それを総務大臣が公示するという手順をとってきておりました。

「2 今回諮問の理由」でございます。これまではいわゆる分類政令という政令がございまして、指定統計調査と届出統計調査について使用の義務付けがされており、総務大臣が告示を行って分類の内容を設定してございました。新統計法が今年4月から全面施行になることに伴いまして分類政令は廃止されることになっておりますが、両分類は多くの統計調査におきまして使用されております重要な分類ですので、これらの統計調査を円滑に新統計法の制度化に移行させるためには、全面施行に先立ちまして両分類を統計基準として設定・公示しておく必要があるということから、冒頭に申し上げましたような準備行為として諮問をさせていただいたものでございます。

「3 設定する統計基準の内容」でございます。ただいま御説明いたしましたとおり、法改正に伴う諮問でございまして、内容の見直しを行うものではございませんので、直前に告示された分類表の内容をそのまま統計基準として設定することとしております。

諮問については以上です。

竹内委員長 諮問について何か御質問・御意見ございますか。諮問の趣旨はおわかりだと思しますので、皆さんの御意見でこのまま承認して良いということでしたら、このとおりで答申を出すことにしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

竹内委員長 では、御異議がなければ、既に用意されている答申案について御説明をお願いいたします。

林総務省統計審査官室調査官 資料5をごらんください。まず「1 統計基準として設定することの適否」でございますが、諮問のとおり統計基準として設定して差し支えないとされております。

「2 理由等」は、両分類がさまざまな分野で利用されており、統計の統一性・総合性を確保し、利用の向上を図る上で今後も引き続き重要であるということでございます。

また、今回、内容の見直しはいたしませんでしたが、「イ 今後の検討」で世界的な経済情勢、国際分類の改定の動向を踏まえまして、また、基本計画におきまして、改定の必要

性について改定後おおむね5年以内に検討することが求められておりますので、これも踏まえまして所要の見直しを行うよう課題が課されております。私どもといたしましては、御指摘を踏まえ、適切に見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、このような御答申をいただければありがたいと考えております。御審議のほどお願いいたします。

竹内委員長 それでは、こういう答申案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

竹内委員長 よろしければ、このように答申させていただきます。

ただし、今後、産業分類や疾病分類の改善について改めて、統計基準部会に付託して検討することになります。また、新たに、例えば職業分類とか商品分類というようなものを統計基準にするべきかどうか、するとしたらそれをどういう形でつくっていくか、という御議論も今後していただくこととなりますが、とりあえずこの2つの分類については、現在の分類を引き継ぐということで、このように答申させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

最後に次回の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 次回は2月9日月曜日、この会議室において開催いたします。会合の詳細につきましては、またお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

竹内委員長 以上をもちまして、本日の会合を終了いたします。